



協議事項

2024-2025 第 2 回ガバナー協議会 2024/10/25

協議事項 1

件名：336 複合地区各規約について

藤井 信英
松岡 諒

【各規程・規則・内視 改正案】

- ① 旅費規程（改正案）P4
- ② 緊急援助資金規程（改正案）P5
- ③ 委員会運営内規（改正案）P6
- ④ 事務局運営委員会規定（改正案）P7
- ⑤ 事務局規定（改正案）P8
- ⑥ 事務局就業規則（改正案）P9
- ⑦ 事務局給与規則（改正案）P10

【コンプライアンス規程（案）】

- コンプライアンス規程（案）P11

協議事項 2

件名：2023～2024 年度 336 複合地区会計報告並びに監査報告について

山崎 勝彦
弓場 秀俊

- ・ 前年度ガバナー協議会山崎会計（前 A 地区ガバナー）による報告
- ・ 前年度複合地区弓場監査委員による報告
- ※2023～2024 年度 336 複合地区会計監査を 8/21 に実施

2023～2024 年度会計報告書P12-21

協議事項 3

件名：336 複合地区第 71 回年次大会について

大谷 博

- (1)開催年月日 2025 年 5 月 17 日(土) 記念ゴルフ大会 / 前夜祭
2025 年 5 月 18 日(日) 代議員分科会 / 代議員総会 / 大会式典
- (2)開催場所
【記念ゴルフ大会】岡山金陵カントリークラブ
【前夜祭】ホテルグランヴィア岡山 4F「フェニックス」
【代議員分科会・代議員総会・大会式典】岡山芸術創造劇場ハレノワ 1F「大劇場」
- (3)大会プログラム
第 71 回年次大会プログラム（案）P22
- (4)大会運営組織構成
第 71 回年次大会運営組織表（案） 10/17 現在P23
- (5)ホストクラブ：336-B 地区下記 20 クラブ
1R1Z：岡山 LC 岡山後楽 LC 岡山みらい LC
1R2Z：西大寺 LC 岡山吉備 LC 岡山フェニックス LC 邑久 LC 岡山城東 LC
1R3Z：備前 LC 備前三石 LC 日生 LC 和気 LC 吉永 LC
2R1Z：岡山東 LC 岡山西 LC 岡山南 LC 岡山あげは LC 岡山北 LC 岡山マスカット LC 岡山ハーモニー LC
- (6)大会予算（案）P24
2024/10/4 336 複合地区大会費口座から下記年次大会ホスト事務局口座へ
5,462,800 円から手数料 550 円を引いた **5,462,250 円**を送金済み

[大会ホスト事務局口座]
トマト銀行 原尾島(ハオジマ)支店 (普) 2121682
MD336 第 71 回年次大会 大会委員長 大谷 博 (材料にヒツ)

(7) 登録料 大会登録料 : なし
前夜祭登録料 : 13,000 円
記念ゴルフ大会登録料 : 5,000 円

(8) 登録締切日 予備登録締切日 : 2025 年 1 月 17 日 (金)
本登録締切日 : 2025 年 2 月 28 日 (金)

協議事項 4

件名 : 次年度協議会議長選任について

藤井 信英

確認事項

- ① 覚書に基づく選任についての申し合わせ
※ 覚書内容変更箇所の有無について確認
- ② 意思表示について
※ ガバナーより地区内前・元ガバナー各位へご案内いただく
※ 対象は就任を希望する前・元ガバナー（自薦・他薦を問わず）とする
※ 立候補・推薦届出書を記載の上、議長宛（複合事務局宛）封書にて提出いただく
- ③ 立候補・推薦届出書提出期間
第 2 回ガバナー協議会 10/25（金）終了後から 12/10（火）※消印有効
※ 10/28（月）に複合事務局よりご案内と届出フォーマットを発信する

336 複合地区次期協議会議長選出に関する覚書 P25
立候補・推薦届出書フォーマット P26

協議事項 5

件名 : 複合地区ガバナー協議会事務局員昇給と冬季賞与について

鳴戸 大二

【昇給について】

第 2 章 基本給

第 6 条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

- (2) 昇給については毎年 3 月末時点の事務局所在地の最低賃金を参考にガバナー協議会の決議に基づき 7 月 1 日付けで（辞令）により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

⇒ 昇給については毎年事務局所在地（岡山県）の最低賃金確定時点でガバナー協議会の決議に基づき、その年の 7 月 1 日にさかのぼって辞令により執行する。

岡山県最低賃金 時間額 : 932 円 令和 6 年 10 月 1 日～（効力発生年月日）

【冬季（12 月 10 日）賞与について】

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第 4 章 退職金・賞与

第 15 条（賞与の額） 賞与の額は、1 回につき基準内賃金の 1.5 ヶ月分とする。

協議事項 6

件名 : LCIF 集中セミナー開催について

高岡 英治

今期、第一四半期も終え LCIF 寄付額一覧表が発表されました。残念ながら下位から 3 番目という成績です。この度 MD336 において、会則地域リーダー補佐（講義研修担当）の L. 夏 有民（ナツ ユーミン）（335-B 地区所属）を講師に迎えて皆様に LCIF をより良くご理解いただき、ライオンズの人道奉仕により高い関心をもって活動して頂くためのセミナーを企画したいと思います。
10/4 時点で計画に着手いたしました。詳細については後日ご案内を以ってご連絡いたします。

皆様におかれましては参加のほどお願い申し上げます。

【A 地区対象セミナー】

日 時：11 月 16 日（土） 14：00～16：30

場 所：高知サンピアセリーズ

高知市高須砂地 155 TEL：088-866-7000

登録料：1 クラブにつき 3,000 円

【B,C,D 地区対象セミナー】

日 時：11 月 22 日（金） 14：00～16：30

場 所：岡山国際交流センター 8F イベントホール

岡山市北区奉還町 2-2 TEL：086-256-2905

登録料：無料

※会場は 13 時～17 時の枠を仮予約済（10/7）会場費：25,700 円（マイク等備品を除く）

※費用負担については B,C,D の 3 地区で按分。

協議事項 7
件名：平和ポスター・コンテスト最終審査会について

日 時：12 月 2 日（月） 13：30～14：30

場 所：336 複合地区ガバナー協議会事務局（ハイブリット形式）

出席対象：協議会議長 ガバナー 世話人 青少年委員会 委員長・副委員長

外部審査員 2 名への謝礼金（交通費含む）：1 名あたり 5,000 円を複合地区運営費より拠出

外部審査員

池田 靖嗣 氏 佐藤 智美 氏

外部審査員プロフィール P27～28

その他協議事項

336 複合地区旅費規程

	交 通 費	宿 泊 費
役員	・ 航空機 ・ 列車 普通車 （急行・特急を含む） ・ 船（特等） ・ バス	朝食付実費 （上限 10,000 円）
職員	・ 列車 普通車 （急行・特急を含む）	朝食付実費 （上限 10,000 円）

（注）

- 交通費は、路線検索ソフト“駅すばあと”で算出した自宅最寄り駅から会場最寄り駅までの原則公共交通機関（※主に JR 指定席特急料金、航空機はエコノミー最安値に準じたクラス、バス、船を含む）の往復分金額を支給する。
※上記の方法で算出された金額が 1000 円に満たない場合には、一律 1000 円を支給する。
- 自家用車利用時の駐車代については、公共交通機関を利用した場合の往復分金額に含める。
- 宿泊費の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として 1 泊分が望ましい。
- 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
- 職員については、**旅費交通費**は役員と同等に取り扱うものとする。
- 旅費支給の対象となる行事
 - 336 複合地区ガバナー協議会
 - 336 複合地区レベルの会議
 - 下記 7 ないし 9 の場合
- 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費**及び登録料**については、実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額**及び登録料実費**を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
- 役員が**ガバナー協議会**の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費**及び登録料**の実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額**及び登録料実費**を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
- 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - 現地におけるタクシー代**、通信費（私用以外のもの）**は、実費を支給する。
- 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
- 本規程は、1984 年 7 月 1 日から実施する。

1999 年 8 月 21 日	一部改正	2023 年 8 月 24 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正		
2006 年 1 月 28 日	一部改正		
2006 年 11 月 18 日	一部改正		
2007 年 10 月 25 日	一部改正		
2009 年 8 月 12 日	一部改正		
2011 年 1 月 29 日	一部改正		
2011 年 7 月 1 日	一部改正		
2014 年 7 月 1 日	一部改正		
2017 年 7 月 1 日	一部改正		
2018 年 10 月 27 日	一部改正		
2019 年 8 月 8 日	一部改正		
2021 年 1 月 22 日	一部改正		

336 複合地区緊急援助資金規程

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、2024 年 7 月 1 日現在、10,030,736 円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し、剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配当分）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経てこれを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を 1,000 万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害の内から、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会の構成員をもって構成する。
委員長には、ガバナー協議会議長が当る。

5. 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当っては、全委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、すみやかにその用途を報告する。
- (5) 緊急に援助を実施する必要がある、かつ、委員が被災するなどして上記（2）の手続きを経ることができないときは、上記（2）の手続きを経ずに委員長（ガバナー協議会議長）は援助を実施することができる。この場合、援助金額は 100 万円を超えることはできず、意思確認できる委員全員の賛成を要する。

6. 委員会は、複合地区会則 12 条 4 項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残高は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規程は、1985 年 7 月 1 日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票によって改廃することができる。

1994 年 5 月 22 日改正

（注）第 1 項中の年度と金額は、年度に応じて改定されるものである。

336 複合地区委員会運営内規

1. 336 複合地区各種委員会委員長の招集する諸会合は、この内規によって処理される。

2. 招集

- (1) 複合地区各種委員会の会議は、ガバナー協議会議長の承認を得て、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で招集する。各地区ガバナーにも同文の写しを送る。
- (2) 複合地区委員長が準地区委員長を招集する連絡会議あるいは研修会等の開催は、事前にガバナー協議会の承認を得る。ただし、急を要する場合は、議長の承認を得て招集することができる。
招集に当っては、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で各地区ガバナーに派遣を要請する。
- (3) 各地区ガバナーは、上記いずれの会議にも出席することができる。
- (4) 会議は、原則として複合地区事務局またはその所在地で開催する。他の場所で開催する場合は、事前にガバナー協議会議長の承認を得る。

3. 会議の運営および報告

- (1) 会議は複合地区委員長またはコーディネーターが主宰し、開催後 7 日以内にガバナー協議会議長に議事録会議録をもって報告する。事務局はその議事録要録を関係者に配布する。
- (2) 議事録会議要録に答申あるいは具申等の含まれる場合は、ガバナー協議会はできるだけ早く協議会の意向を取りまとめ、委員長に指示する。

4. 経費

会議費はガバナー協議会が負担するが、交通費・宿泊費旅費は各準地区が負担する。
ただし、ガバナー協議会が委嘱した~~役員顧問、委員長・コーディネーター、委員~~およびガバナー協議会議長が出席を承認した者の交通費旅費は、ガバナー協議会が負担する。

5. その他

- (1) ガバナー協議会が別に運営内規を定めている委員会は、その内規により運営される。
- (2) その他運営上必要な事項が生じた場合の措置は、委員長・コーディネーターよりガバナー協議会に要請する。
- (3) この内規の改正、廃棄はガバナー協議会の議決による。

1990 年 8 月 19 日	制定・施行
2001 年 8 月 4 日	一部改正
2002 年 8 月 3 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2016 年 7 月 30 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規程定

第1条 名称

この委員会の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会（以下委員会という）と称する。

第2条 目的

この委員会は、336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）が、その目的を充分に遂行するよう指導管理する。

第3条 構成

議長が指名する運営委員長と、各地区幹事で構成する。

第4条 会合

会合は議長および委員長が必要と認めたとき、または委員会構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに開催する。

第5条 任務

次の任務を遂行する。

1. 複合地区運営に必要な資金および所有財産を、ガバナー協議会の指示により運営管理する。
2. 事務局の指導監督。
3. 事務局の予算作成とその執行の管理。
4. ガバナー協議会資料ならびに議事録の作成。
5. ガバナー協議会開催準備ならびに会場の設営。
6. 複合地区委員長・コーディネーター開催会議の諸準備ならびに会場の設営。
7. 複合地区内各委員長・コーディネーター業務の補助
8. その他、ガバナー協議会議長が必要と認めた事項。

第6条 会計報告

1. 委員会は、ガバナー協議会議長に会計報告を行い、その承認を得なければならない。
2. 委員会は年 2 回以上、複合地区監査委員による監査を受けなければならない。
3. 委員会は監査を受けた都度、その結果を付して、ガバナー協議会に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第7条 改正

本規程定の改正には、ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第8条 施行

本規定は 1976 年 7 月 1 日から施行する。

1983 年 5 月 22 日	一部改正
1986 年 5 月 10 日	一部改正
1991 年 5 月 26 日	一部改正し、同年 6 月 21 日施行する。
1996 年 8 月 18 日	一部改正
2000 年 8 月 5 日	一部改正
2002 年 3 月 23 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局規程定

第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条 改正

本規程定の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条 施行

本規程定は 1991 年 5 月 26 日制定し、同年 6 月 21 日施行する。

1996 年 7 月 18 日 一部改正

2016 年 7 月 30 日 一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章 総則

第1条（この規則の効力）

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

(2) この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章 服務および職制

第2条（職員の義務）

職員はこの規則およびガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第3条（職員の職制）

事務局の事務処理を行うため事務局職員を置~~くき、うち1名を事務局長とする。~~

(2) ~~事務局長は、ガバナー協議会および事務局運営委員長の指示および助言により事務局の事務を統括し、事務局職員を指導監督する。~~

~~—(3) 事務局職員は、事務局運営委員長および事務局長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。~~

第3章 勤務

第4条（所定勤務時間および休憩時間）

職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始 業 午前 9 時

終 業 午後 5 時

休憩時間 正午より午後 1 時まで

(2) 前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第5条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第6条（時間外勤務または休日勤務）

業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

(2) 時間外勤務または休日勤務の実働時間が第 4 条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

(3) 時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第7条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数をガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時まで、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章 休日および休暇

第8条（休日）

休日は次の通りとする。

1. 日曜日

2. 土曜日

3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）

4. 夏期休日 3 日（土、日、祝祭日を含まない）

5. 年末年始休日 年末年始の 5 日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

6 カ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した職員に対して、継続または分割した10日の有給休暇を与える。6 カ月経過日からの継続勤務年数に応じて1年後1日、2年後2日、3年後4日、4年後6日、5年後8日、6年後10日を加算し、20日を限度とする。

- (2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第10条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第11条（結婚休暇）

職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して5日間の結婚休暇を与える。

- (2) 職員の子供が結婚する場合は、2日の休暇を与える。

第12条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 本人の父母、配偶者、子 | 当日を含め7日（休日がある場合は通算する） |
| 2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母 | 当日を含め3日（休日がある場合は通算する） |
| 3. その他の親族 | 当日を含め2日（休日がある場合は通算する） |

第13条（出産休暇）

6週間以内（多胎妊娠の場合は14週）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

- (2) 出産の翌日から8週間の休暇を認める。

第14条（公民権行使の時間）

職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することができる。

第5章 人事

第15条（採用）

事務局は募集に応募した者の中からガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

- (2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真

~~2. 最終学校卒業証明書~~

~~3. 健康診断書~~

4.2. その他ガバナー協議会が必要と認める書類

第16条（試用期間）

試用期間は3ヶ月とする。

- (2) 試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員（雇用期間がある場合がある）として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第17条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第18条（退職願）

職員が退職しようとする場合、少なくとも2ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

- (2) 前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第19条（解雇）

職員が次の一に該当する時は30日前までに予告するか、もしくは30日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第20条（解雇制限）

職員が次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後30日間
2. 産前産後の女性職員が、第13条により休業する期間、およびその後30日間

第21条（休職）

次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、ガバナー協議会以外の業務に従事する時
 2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
 3. 業務外の疾病により6ヶ月以上欠勤する時
 4. 育児休業、介護休業等が生じた時
- (2) 前項の1および2についての休職期間はその都度定め、3号の場合は6ヶ月とする。
- (3) 育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。
- (4) 第1項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第22条（定年）

職員の定年は、満60歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65歳までは再雇用の機会を与え、1年ごとに更新をする。

- (2) 定年後の給与について、見直しを行う。

第23条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 給与および諸給付

第24条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章 賞罰

第25条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第26条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. ガバナー協議会が特に必要と認めた時

第27条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告……………文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給……………1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の10分の1以内で減給する
3. 出勤停止……………7日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職……………役職を解く
5. 論旨退職……………退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から3日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。

6. 懲戒解雇…………… 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第 28 条 (懲戒)

下記のいずれかに該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時 (14 日以上の場合は懲戒解雇とする)
2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第 29 条 (損害賠償)

職員が故意に重大な過失により、336 複合地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章 附則

第 30 条 (施行および改正)

この規則は 2003 年 7 月 1 日より施行する。

また、この改正は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007 年 3 月 24 日	一部改正
2013 年 8 月 1 日	一部改定
2014 年 7 月 1 日	一部改定
2020 年 8 月 7 日	一部改定

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第1章 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は就業規則第24条の定めに基づき、336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局の職員の勤務に対し支給する給与について定めたものである。

第2条（給与の種類）

給与の種類は次の各号の通りとする。

1. 基本給

2. 諸手当

~~イ. 役職手当~~

~~ロ. イ.~~ 通勤手当

~~ハ. ロ.~~ 時間外勤務手当

第3条（給与の構成）

給与の構成は次の通りとする。

1. 基準内給与 基本給、固定残業代役職手当

2. 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当

第4条（給与の計算および支払い方法）

職員の給与は前月21日より当月20日までを1給与計算期間とし、その期間の給与を毎月25日に本人に通貨をもって、もしくは本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座への振込みをもって支払う。

第5条（給与の日割計算）

給与計算期間の途中において採用、退職、解雇その他給与支払いの上の異動が生じた場合は、日割計算でもって給与を支払う。

(2) 給与の日割計算は次の算出による。

日割計算＝賃金月額÷{(365日－年間所定休日)×1/12}

※ 賃金月額＝基本給

※ 年間所定休日＝就業規則第8条に定める休日総数

※ 時間割計算＝賃金月額÷138

※ 時間割計算は円位未満を四捨五入

(3) 不就業の扱い

次の各号の一に該当する場合は、その期間の給与を控除するか、または支給しない。

1. 欠勤および遅刻、早退、外出等の使用による不就業

2. 休業による不就業

3. ガバナー協議会の指示に基づかない就業

第2章 基本給

第6条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

(2) 昇給については毎年事務局所在地（岡山県）の最低賃金確定時点で、ガバナー協議会の決議に基づきその年の7月1日にさかのぼって辞令により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

第7条（固定残業代）

対象者に対して固定残業代として50,000円を支給する。

第8条（控除）

所得税、市民・住民税、社会保険料、協定による積立金等については給与から控除する。

第3章 諸手当

~~第8条（役職手当）~~

~~事務局長に対しては、役職手当を支給する。~~

~~事務局長 50,000円~~

~~(2) 役職手当は月額とし、超過勤務手当、休日出勤手当は支給しない。~~

第9条（通勤手当）

1. 電車、バスの交通機関を利用して通勤するものには、通勤手当を支給する。その額はガバナー協議会が定める。

2. 自家用車を利用して通勤するものには、自宅から指定勤務地間の最短距離により下表に基づいた計算により支給する。

通勤距離 (片道基準)	月 額		
	18 日以上	11 日以上 18 日未満	10 日以下 (日割計算)
5km未満	3,000	1,800	120
25km以上 10 km未満	4,2006,000	2,5203,600	168240
10 km以上 15 km未満	7,1009,000	4,2605,400	284360
15 km以上 25km 未満	12,90012,000	7,7407,200	516480

第 10 条 (時間外勤務手当)

所定終業時間外または休日に勤務した場合は、勤務した時間数に対し、各々超過勤務手当および休日勤務手当として第 5 条に規定した時間割計算額に 1.25 (法定休日については 1.35) を乗じた額を支給する。

第4章 退職金・賞与

第 11 条 (退職金の支給範囲と算出)

満 3 年以上勤務し退職 (解雇および本人の死亡を含む) した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

第 12 条 (勤続年数)

勤続年数の計算で 1 年未満は 1 ヶ月につき 1/12、1 ヶ月未満は 1 ヶ月とする。

第 13 条 (賞与)

賞与は年 2 回、支給時期に 6 ヶ月以上在籍する事務局員に対して、夏季および冬季に支給する。

第 14 条 (支給日)

賞与の支給日は次の通りとする。但し、その支給日が休日の時はその前日とする。

夏季賞与	6 月 10 日
冬季賞与	12 月 10 日

第 15 条 (賞与の額)

賞与の額は、1 回につき基準内賃金の 1.5 ヶ月分とする。

第5章 慶弔に関する祝い金、弔慰金および見舞金

第 16 条 (慶弔・見舞金額)

職員およびその家族の慶弔あるいは罹病、災害に際しては 336 複合地区慶弔規程の定めによる。

第6章 附則

第 17 条 (施行および改廃)

この給与規則は 2003 年 7 月 1 日施行する。

また、この改廃は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2004 年 8 月 21 日	一部改定
2005 年 8 月 20 日	一部改定
2013 年 8 月 1 日	一部改定
2014 年 7 月 1 日	一部改定
2021 年 1 月 22 日	一部改定
2021 年 10 月 28 日	一部改定
2022 年 8 月 25 日	一部改定

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区コンプライアンス規程（案）

第1条（目的）

この規程は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区（以下、「当地区」という。）について、ライオンズ基本理念に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、健全な組織体制を構築し、社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において「コンプライアンス」とは、法令、ライオンズクラブ国際協会理事会方針書をはじめとするライオンズクラブ国際協会が定める各遵守事項、ライオンズ必携に掲載されている各遵守事項、当地区が定める各種規定、並びに、社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

第3条（適用範囲）

この規程は、当地区の役員、職員に適用する。

第4条（役員の責務）

役員、職員は、この規程の目的を踏まえコンプライアンスを遵守し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）自らコンプライアンスに違反する行為をすること
- （2）他の役員に対し、法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要や許可、承認又は黙認すること
- （3）反社会的勢力と関係すること
- （4）人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為をすること
- （5）国内外の官民を問わず汚職や賄賂等を行うこと
- （6）ライオンズで知りえる会員名簿並びにライオンズの機密情報を第三者に漏洩すること

第5条（体制）

- 1 当地区のコンプライアンスについての最高責任者は議長とする。
- 2 当地区のコンプライアンスについての重要事項の決定は、会則および付則・運営マニュアル編集委員会が議長の諮問を受けてガバナー協議会に答申し、ガバナー協議会が行うこととする。

第6条（コンプライアンス委員会）

- 1 重大なコンプライアンス違反が生じた疑いがあり、調査の実施が必要な事案であると会則および付則・運営マニュアル編集委員会が判断した場合、ガバナー協議会は、当該コンプライアンス違反事案に対する対応が全て終了するまでの間、コンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会は、当地区の役員以外の会員で、かつ、事案の関係者が所属する準地区以外の準地区に所属する会員で構成する。
- 3 コンプライアンス委員会は、必要な調査を実施する権限を持ち、

当地区の役員、職員は調査に協力する義務を負う。

第7条（通報）

- 1 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接した役員は、速やかにその旨を議長（議長が当事者である場合は副議長）へ通報するものとする。
- 2 通報を受けた議長は、通報を受けた内容について、ガバナー協議会（なお、ガバナー協議会の構成員が当事者である場合は、当該構成員は通報を受けた事案へ対応するための審議、決定などには一切関与できない。）と会則および付則・運営マニュアル編集委員会へ報告しなければならない。
- 3 会則および付則・運営マニュアル編集委員会は、コンプライアンス委員会設置についての意見をガバナー協議会に伝達する。
- 4 前項の規定によりコンプライアンス委員会設置が相当との意見を受けた場合、ガバナー協議会はコンプライアンス委員会を速やかに設置する。
- 5 コンプライアンス委員会は事実関係を速やかに調査しなければならない。
- 6 コンプライアンス委員会は、調査結果をガバナー協議会に報告しなければならない。
- 7 調査結果の報告を受けたガバナー協議会は、コンプライアンス違反が判明した場合は適切な対応を行わなければならない。

第8条（通報者の保護）

前条1項の通報者について、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、除名等いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

第9条（コンプライアンス違反への対応）

- 1 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、ガバナー協議会は当事者への指導・助言を行うと共に、必要に応じて速やかな是正措置を講じなければならない。
- 2 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、ガバナー協議会は全ての役員及び構成員に対し、当該再発防止策に基づく指導・助言を行わなければならない。
- 3 コンプライアンスに違反した当事者に対して、ガバナー協議会は次の処分をすることができる。なお、当事者は、法令等に知識がなかったことや故意ではなかったこと、ライオンズの利益を図る目的であったという理由で処分を免れることはできない。
 - （1）注意：文書によって厳重注意をし、将来を戒める
 - （2）反省文の提出
 - （3）解任：当地区での役職を解任する

第10条（改正）

この規程の改廃は、ガバナー協議会の決議による。

附則 この規程は、 年 月 日より施行する。

会 計 報 告 書

期間：2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日

1. 共通会計
2. 複合地区運営費会計
3. 複合地区大会費会計
4. 複合地区緊急援助資金（特別会計）

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会

1. 共通会計

貸借対照表

2024.6.30現在

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
現金・預金	33,492,734	預り金	171,644	
仮払金	34,200	仮受金	0	
差入保証金	7,700	正味財産	33,362,990	
合 計	33,534,634	合 計	33,534,634	

財産目録

2024.6.30現在

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
現金	0	0	0	
普通預金	8,593,713	8,608,445	8,608,445	複合地区運営費 中国銀行 大供支店 No.1503438
普通預金	16,243,024	14,853,519	14,853,519	複合地区大会費 【336複合事務局管理口座】 中国銀行 大供支店 No.1513522
普通預金	4,072,700	0	0	複合地区大会費 【下関ホスト事務局管理口座】 西京銀行 下関支店 No.2084388
定期預金	10,030,690	10,030,770	10,030,770	複合地区緊急援助資金 (特別会計) 中国銀行 大供支店 No.1005069
仮払金	67,256	34,200	34,200	2024/7/25第1回ガバナー協議会会場費 (岡山国際交流センター)
差入保証金	7,700	7,700	7,700	敷金 事務局駐車場 (マルケー商事㈱)
資産合計(a)	39,015,083	33,534,634	33,534,634	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
預り金	194,700	171,644	171,644	社会保険料
仮受金	10,000	0	0	
負債合計(b)	204,700	171,644	171,644	
正味財産(a)-(b)	38,810,383	33,362,990	33,362,990	

2. 複合地区運営費会計

貸借対照表

2024.6.30現在

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
現金・預金	8,608,445	預り金	171,644	
仮払金	34,200	仮受金	0	
差入保証金	7,700	正味財産	8,478,701	
合 計	8,650,345	合 計	8,650,345	

財産目録

2024.6.30現在

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
現金	0	0	0	
普通預金	8,593,713	8,608,445	8,608,445	複合地区運営費 中国銀行 大供支店 No.1503438
仮払金	67,256	34,200	34,200	2024/7/25第1回ガバナー協議会会場費 (岡山国際交流センター)
差入保証金	7,700	7,700	7,700	敷金 事務局駐車場(マルケー商事㈱)
資産合計(a)	8,668,669	8,650,345	8,650,345	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
預り金	194,700	171,644	171,644	社会保険料
仮受金	10,000	0	0	
負債合計(b)	204,700	171,644	171,644	
正味財産(a)-(b)	8,463,969	0	8,478,701	

収支計算書

自2023.7.1～至2024.6.30

収 入 の 部				
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引
複合地区費	19,398,960	19,538,400	100.7%	139,440
日本ライオンズ費	11,085,120	11,014,560	99.4%	△ 70,560
受取利息	250	128	51.2%	△ 122
雑収入	0	65,280		65,280
当期収入合計	30,484,330	30,618,368	100.4%	134,038
前期繰越金	9,478,462	9,478,462		0
合 計(a)	39,962,792	40,096,830	100.3%	134,038

支 出 の 部				
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引
会議費	1,500,000	540,377	36.0%	△ 959,623
旅費交通費	7,000,000	7,003,941	100.1%	3,941
図書印刷費	200,000	117,934	59.0%	△ 82,066
通信費	750,000	608,270	81.1%	△ 141,730
人件費	7,000,000	7,331,217	104.7%	331,217
福利厚生費	20,000	14,982	74.9%	△ 5,018
慶弔費	50,000	20,790	41.6%	△ 29,210
家賃	1,600,000	1,593,769	99.6%	△ 6,231
事務用品費	300,000	276,938	92.3%	△ 23,062
日本ライオンズ費	11,085,120	11,014,560	99.4%	△ 70,560
退職積立金	360,000	390,000	108.3%	30,000
雑費	100,000	40,804	40.8%	△ 59,196
予備費	2,000,000	939,530	47.0%	△ 1,060,470
支払手数料	100,000	49,060	49.1%	△ 50,940
法定福利費	1,200,000	1,184,637	98.7%	△ 15,363
消耗品費	300,000	199,120	66.4%	△ 100,880
交際費	0	162,456		
当期支出合計(b)	33,565,120	31,488,385	93.8%	△ 2,076,735
当期収支差額(a)-(b)	6,397,672	8,608,445		
合 計	39,962,792	40,096,830		

3. 複合地区大会費会計

貸借対照表

2024.6.30現在

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
普通預金	14,853,519	正味財産	14,853,519	
合 計	14,853,519	合 計	14,853,519	

財産目録

2024.6.30現在

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
普通預金	16,243,024	14,853,519	14,853,519	複合地区大会費【336複合事務局管理口座】 中国銀行 大供支店 No.1513522
普通預金	4,072,700	0	0	複合地区大会費【下関ホスト事務局管理口座】 西京銀行 下関支店 No.2084388
資産合計(a)	20,315,724	14,853,519	14,853,519	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	14,853,519	14,853,519	

収支計算書

自2023.7.1～至2024.6.30

収 入 の 部					
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引	摘 要
複合地区大会費		11,164,800			上半期380クラブ 下半期379クラブより
当期収支差額		35,145			前夜祭・記念ゴルフ・弁当
雑収入		30,742			出店3社/祝い金/受取利息/ 第69回・70回口座解約利息
当期収入合計		11,230,687			
前期繰越金		15,732,925			
合 計(a)		26,963,612			

支 出 の 部					
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引	摘 要
支払手数料		1,650			振込手数料3回分
支出の部合計		12,108,443			参照：次頁収支計算書
当期支出合計(b)		12,110,093			
当期収支差額(a)-(b)		14,853,519			
合 計		26,963,612			

収支計算書

※ 第70回大会下関ホスト事務局管理口座（西京銀行 下関支店 №2084388）

自2023.7.1～至2024.6.30

収 入 の 部					【前回】第69回福山大会	
科 目	予算額	実施額	実行率	差 引	予算額	決算額
複合地区大会用費用として振替	11,700,000	11,163,700	102.9%	343,288	11,705,280	11,491,656
複合地区大会用費用として追加振替		879,588				
前夜祭当期収支差額		△ 17,000		△ 17,000		38,845
記念ゴルフ当期収支差額		46,145		46,145		27,540
弁当当期収支差額		6,000		6,000		4,000
雑収入（出店3社・祝い金）	400,000	30,000	7.5%	△ 369,990	50,000	60,015
雑収入（利息）		10				347,500
収入合計（A）	12,100,000	12,108,443	100.1%	8,443	11,755,280	11,969,556

支 出 の 部					【前回】第69回福山大会	
ホスト事務局費 科目	予算額	実施額	実行率	差 引	予算額	決算額
郵送通信費	250,000	192,780	77.1%	△ 57,220	350,000	220,182
事務局費	1,800,000	1,310,000	72.8%	△ 490,000	1,900,000	551,565
印刷費	200,000	195,449	97.7%	△ 4,551	400,000	78,100
会議費	300,000	270,838	90.3%	△ 29,162	400,000	251,226
交通費	250,000	210,950	84.4%	△ 39,050	250,000	364,000
雑費	250,000	240,201	96.1%	△ 9,799	300,000	242,410
予備費	0	0	0.0%	0	100,000	0
ホスト事務局費計	3,050,000	2,420,218	79.4%	△ 629,782	3,700,000	1,707,483
大会費 科目	予算額	実施額	実行率	差 引	予算額	実行額
会場費	1,800,000	1,933,322	107.4%	133,322	1,300,000	1,338,440
標識・看板費	800,000	1,047,475	130.9%	247,475	1,300,000	1,388,200
式典費	3,500,000	4,123,700	117.8%	623,700	4,200,000	4,315,416
記念誌費	1,500,000	1,214,565	81.0%	△ 285,435	1,700,000	1,316,780
受付費	300,000	472,743	157.6%	172,743	300,000	220,000
総務、糧食費	300,000	50,000	16.7%	△ 250,000	350,000	543,791
交通・駐車場費	300,000	233,420	77.8%	△ 66,580	300,000	283,584
広報費	500,000	613,000	122.6%	113,000	1,000,000	821,920
予備費	50,000	0	0.0%	△ 50,000	50,000	33,942
コロナ対策費	0	0	0.0%	0	1,000,000	0
大会費計	9,050,000	9,688,225	107.1%	638,225	11,500,000	10,262,073
当期支出合計（B）	12,100,000	12,108,443	100.1%	8,443	15,200,000	11,969,556
当期収支差額（A-B）	0	0	0.0%	0	△ 3,444,720	0

以下はホスト地区委員会特別会計

※差益収入分につきましては収入の部へ

科 目	予算額	実施額	実行率
前夜祭登録料（D）	6,500,000	5,941,000	91.4%
前夜祭費（E）	6,500,000	5,958,000	91.7%
前夜祭 支出合計	6,500,000	5,958,000	91.7%
前夜祭当期収支差額（D-E）	0	△ 17,000	

記念ゴルフ登録料（F）	800,000	745,000	93.1%
記念ゴルフ費（G）	800,000	698,855	87.4%
記念ゴルフ 支出合計	800,000	698,855	87.4%
記念ゴルフ当期収支差額（F-G）	0	46,145	0.0%

弁当登録料（H）	800,000	598,000	74.8%
弁当費（I）	800,000	592,000	0.0%
弁当 支出合計	800,000	592,000	74.0%
弁当当期収支差額（H-I）	0	—	0.0%

4. 複合地区緊急援助資金（特別会計）

貸借対照表

2024.6.30現在

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
定期預金	10,030,770	正味財産	10,030,770	
合 計	10,030,770	合 計	10,030,770	

財産目録

2024.6.30現在

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
定期預金	10,030,690	10,030,770	10,030,770	
資産合計(a)	10,030,690	0	10,030,770	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	10,030,770	

収支計算書

自2023.7.1～至2024.6.30

収 入 の 部					
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引	摘 要
受取利息	160	163	101.9%	3	
当期収入合計	160	163	101.9%	3	
前期繰越金		10,030,607			
合 計(a)		10,030,770			

支 出 の 部					
科 目	予算額	決算額	実行率	差 引	摘 要
当期支出合計(b)	0	0	0	0	
当期収支差額(a)-(b)		10,030,770			
合 計		10,030,770			

残 高 証 明 書

No. 06

700-0985

岡山市北区厚生町3丁目1-15 岡山商工会議所6F

ライオンズクラブ国際協会336複合地区

会計

鳴戸 大二 様

令和 06 年 07 月 01 日

株式会社 中国銀行

大供支店
電話 086-222-6631



令和 06 年 06 月 30 日現在の残高を次の通り証明いたします。

1 ページ

尚下記お取引は当店お取引のすべての預金口座を証明するものです。

区分	取引の種類	口座番号 (取扱番号)	金 額	内 未決済他店券	摘 要
預 金					
	普通預金	1,503,438	¥8,608,445	¥0	
	普通預金	1,513,522	¥14,853,519	¥0	
	定期預金	1,005,069	¥10,030,770	¥0	
	合計		¥33,492,734	¥0	

(注) この証明書の金額は訂正いたしません。

受付No 1-0040

295

702AA10TOK002383

株式会社 西京銀行
下関支店

令和 6 年 6 月 27 日現在における貴名義の下記取引残高は次のとおりであることを、証明いたします。

令和 6 年 7 月 1 日

[illegible]

前記のとおり報告致します。

2024 年 8 月 21 日

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会

会 計

山崎 勝彦 (印)

事務局運営委員会 委員長

松岡 寿一郎 (印)

前記報告書は会計監査の結果、正確であることを認めます。

2024 年 8 月 21 日

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区

監査委員

松本 正祐 (印)

監査委員

弓場 秀俊 (印)

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区 第 71 回年次大会プログラム（案）

2025 年 5 月 17 日（土）

【記念ゴルフ大会】

時 間 受付 7:00～ スタート 7:30～
場 所 岡山金陵カントリークラブ
岡山県岡山市北区石妻 890 TEL: 086-294-3888
登 録 料 5,000 円
※プレー費自己負担
競技方法 18 ホールのストロークプレイ(ダブルペリア方式)
登録人数 最大 48 組×4 名 192 名 ※先着順

【議事運営委員会】 ※出席対象 議事運営役員

時 間 16:00～17:00
場 所 岡山芸術創造劇場ハレノワ 3F「第 4 練習室」
岡山県岡山市北区表町 3-11-50 TEL: 086-201-8000

【前夜祭】

時 間 受付 17:30～ 祝宴 18:30～20:30
場 所 ホテルグランヴィア岡山 4F「フェニックス」
岡山県岡山市北区駅元町 1-5 TEL: 086-234-7000
登 録 料 13,000 円

2025 年 5 月 18 日（日）

【代議員分科会・代議員総会・大会式典】 ※登録料なし

場 所 岡山芸術創造劇場ハレノワ 1F「大劇場」
岡山県岡山市北区表町 3-11-50 TEL: 086-201-8000

※資格証明委員会、国際理事候補者資格審査委員会、決議委員会出席対象者は、
議事運営役員の内、各委員会の担当者となります。

代議員登録受付	8:20～9:00	2F ホワイエ
資格証明委員会	8:20～9:10	4F 大劇場楽屋 14
一般登録受付	8:45～11:30	2F ホワイエ
国際理事候補者資格審査委員会	9:15～10:00	4F 大劇場楽屋 14
第一分科会	〃	4F 大劇場
第二分科会	〃	B2F 小劇場
第三分科会	〃	4F アートサロン
決議委員会	10:10～10:20	4F 大劇場楽屋 14
代議員総会	10:15～11:15	4F 大劇場
大会式典	11:30～13:00	4F 大劇場

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区 第 71 回年次大会 運営組織表（案）

大会議長	協議会議長	藤井 信英
大会副議長	協議会副議長	石井 淑雄
大会副議長	協議会副議長	上原 正樹
大会幹事	協議会幹事	神田 義満
大会会計	協議会会計	鳴戸 大二

大会顧問	
元国際理事	渡部 雅文
元国際理事	谷野 徹
元国際理事	名越 勉

会計監査	
複合地区監査委員	弓場 秀俊
複合地区監査委員	山崎 勝彦

企 画	
協議会運営委員長	松岡 哲也
協議会運営委員	森崎 敏彦
協議会運営委員	黒田 尊志
協議会運営委員	西広 隆志
協議会運営委員	宮川 千明

総 務	
A 地区第一副地区ガバナー	向 和人
B 地区第一副地区ガバナー	榎本 明
C 地区第一副地区ガバナー	西本 義弘
D 地区第一副地区ガバナー	日下 眞二
A 地区第二副地区ガバナー	篠原 孝尚
B 地区第二副地区ガバナー	難波 進
C 地区第二副地区ガバナー	平 謙介
D 地区第二副地区ガバナー	岡田 和好

財 務	
A 地区会計	河崎 和義
B 地区会計	平田 宏
C 地区会計	田中 浩洋
D 地区会計	林 俊男

特別顧問	
元協議会議長	太田 健一
元協議会議長	小田 邦雄
元協議会議長	中島 順三
B 地区名誉顧問会副議長	西尾 慎一
B 地区元地区ガバナー	平山 智雄
B 地区元地区ガバナー	金礪 毅
B 地区元地区ガバナー	尾崎 博
B 地区元地区ガバナー	別所 清平
B 地区元地区ガバナー	森岡 秀行
B 地区元地区ガバナー	松本 正福
B 地区元地区ガバナー	尾崎 明雄
B 地区元地区ガバナー	柴田 高志

大会委員長	
大谷 博	
大会副委員長(B 地区 1R・2R1Z)	
佐々木孝之	
井上 哲孝	
小泉 真	
藤原 利幸	
檜村 貴宏	
多賀 英樹	

大会事務局	
事務局長	畑中 隆之
事務局委員	岡山みらい LC

ホストクラブ担当部会（B 地区 1R・2R1Z）20 クラブ								
第 1 部会	第 2 部会	第 3 部会	第 4 部会	第 5 部会	第 6 部会	第 7 部会	第 8 部会	第 9 部会
総 務 前夜祭 記念誌	登 録 受 付	代議員総会	分科会 委員会	式 典	昼 食 会場内誘導 会場外警備	来賓接待 誘 導 売 店	記念ゴルフ	記 録
岡山みらい LC 岡山あげは LC	西大寺 LC 邑久 LC 岡山ハーモニーLC	岡山城東 LC 岡山北 LC	吉永 LC 岡山南 LC 岡山マスカット LC	岡山後楽 LC 岡山東 LC	備前 LC 日生 LC	岡山フェニックスLC 和気 LC	岡山吉備 LC 岡山西 LC	岡山 LC 備前三石 LC

ライオンズクラブ国際協会 336複合地区第71回年次大会予算書（案）

【大会】

収入の部

科 目	予算額	内 訳	70回予算額(参考)
複合地区大会費	10,896,960	11,351名×¥80×12ヶ月=10,896,960	11,085,120
雑収入	0		0
当期収入合計（A）	10,896,960		11,085,120
前期繰越金	14,853,519	2024.6.30 会計報告	15,732,925
収入合計（B）	25,750,479		26,818,045

支出の部

ホスト事務局費 科目	予算額	内 訳	
郵送通信費	250,000	郵送・送料等	250,000
事務局費	1,800,000	人件費、家賃、光熱費、事務局用品費等	1,800,000
印刷費	200,000	封筒、コピー代等	200,000
会議費	300,000	部会、委員会費用	300,000
交通費	250,000	委員会支給交通費	250,000
雑費	250,000	登録システム・振込手数料	250,000
予備費	0		0
ホスト事務局費計	3,050,000		3,050,000
大会費 科目	予算額	内 訳	
会場費	1,500,000	会場使用料	1,800,000
標識・看板費	800,000	会場内外看板	800,000
式典費	3,500,000	分科会・総会式典準備・記録	3,500,000
記念誌費	1,500,000	大会記念誌・パンフレット等	1,500,000
受付費	300,000	代議員証・参加証・リボン・手提げ袋他	300,000
総務・糧食費	300,000	スタッフ朝食・飲料等	300,000
交通・駐車場費	300,000	リハ時送迎用等（シャトルバス含む）	300,000
広報費	500,000		500,000
予備費	350,000		50,000
大会費計	9,050,000		9,050,000
当期支出合計（C）	12,100,000		12,100,000
当期収支差額（A-C）	△ 1,203,040		△ 1,014,880
当期繰越収支差額（B-C）	13,650,479		14,718,045

※以下はホスト地区委員会特別会計

【前夜祭】

収入の部

科 目	予算額	内 訳	
前夜祭登録料合計（D）	7,500,000	15,000円×500名	6,500,000

支出の部

前夜祭費合計（E）	7,500,000		6,500,000
前夜祭当期収支差額（D-E）	0		0

【記念ゴルフ】

収入の部

科 目	予算額	内 訳	
記念ゴルフ登録料合計（F）	900,000	5,000円×180名	800,000

支出の部

記念ゴルフ費支出合計（G）	900,000		800,000
記念ゴルフ当期収支差額（F-G）	0		0

【弁当】

収入の部

科 目	予算額	内 訳	
弁当登録料合計（H）	800,000	2,000円×400名	800,000

支出の部

弁当費支出合計（I）	800,000		800,000
弁当当期収支差額（H-I）	0		0

※但し、必要に応じて科目間流用を認めるものとする。

336 複合地区 次期協議会議長選任に関する覚書

複合地区会則 第5条 4. に基づき、ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。

しかしながら、第一副地区ガバナーがガバナーエレクトになってから会合を開いて、次期協議会議長を選任した場合、組織づくりなどで時間的余裕がないため、336 複合地区では次のように定めて運用するものとする。

- 1) 次期協議会議長就任を自薦・他薦を問わず希望する者は、第2回ガバナー協議会終了後から12月10日までに協議会議長に届け出なければならない。
- 2) 各第一副地区ガバナーは、12月11日以降、第3回ガバナー協議会開催予定日までに会合を開いて、現ガバナー協議会も加わり協議し総意で次期協議会議長を選出し、会合の報告書を作成する。
報告書には、会合開催の年月日・選出した次期協議会議長の氏名・所属準地区などを記し、第一副地区ガバナー4名の署名を施し、厳封して複合地区事務局気付でそれを協議会議長に届ける。
なお、次期協議会議長選出にあたっては、準地区間のバランス並びに機会均等になるように充分考慮する。
- 3) 協議会議長は第3回ガバナー協議会の席で厳封を解き内容を公表する。
- 4) 第3回ガバナー協議会では選出された次期協議会議長の資格要件を確認し、次期協議会議長を仮承認（内定）する。
- 5) 仮承認（内定）を受けた次期協議会議長は、第一副地区ガバナーが全員ガバナーエレクトに選任された時点で正式に署名し選任される。2名以上の第一副地区ガバナーがガバナーエレクトに選任されなかった場合は再度協議する。

附則：この覚書は 2021～2022 年度協議会議長選任のときから効力をもつ。

2020 年 1 月 25 日 制定

2020 年 10 月 23 日 一部変更（2 項 文言追加）

2022 年 10 月 27 日 一部変更（5 項 署名・捺印 捺印を削除）



ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会
議長 藤井 信英 様

2025～2026 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長立候補者「届出書」

私は、2025～2026 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長に立候補いたします

届出日 2024 年○月○日

立候補者氏名 ○○○○

所属クラブ ○○○○クラブ

ガバナー就任年度 ○○○○～○○○○年度

2025～2026 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長立候補者「推薦書」

私は、2025～2026 年度 336 複合地区ガバナー協議会議長として上記の者を推薦いたします

推薦日 2024 年○月○日

336-○地区ガバナー氏名 ○○○○

署名

336-○地区第一副地区ガバナー氏名 ○○○○

署名

立候補者所属クラブ会長氏名 ○○○○

署名

上記推薦を頂き、立候補の意思表示をいたします

立候補者本人の署名

芸術部門

いけ だ やす し
池 田 靖 嗣

生年月日：昭和30年1月7日（61歳）

住 所：岡山市北区広瀬町



■表彰理由

池田氏は、平成25年「パブリックアートを蘇生する会」を設立。市民の生活に彩りや潤いを与えてくれるパブリックアート（屋外彫刻や壁画）が長年風雨にさらされ設置当時の姿を失い、ひいては街の魅力や品格を大きく損ねてしまうことを憂慮し、以来これらの清掃・修復活動に精力的に取り組んでいる。

これまでに、西川緑道公園や桃太郎大通り、第1回おかやまマラソン開催前の県総合グラウンド、浦安総合公園など県内で計71基の彫刻等を再生している。

彫刻メンテナンスは、地味な作業である。設置当時の技術、仕上げ技法などを推測しながらこつこつと作業を進めるのである。

氏は「再生作業は作品やその時代と対話する機会を与えてくれる。岡山という地方都市のストーリーが作品に内包されており、街中に点在する彫刻はいわば『タイムカプセル』である。貴重な街の記憶としての資産である彫刻（アート）を大切にし、市民が愉しみ、次の世代へ繋ぐことが私たちの責務である」と述べている。

本市への文化芸術に対する多大な貢献、また街の魅力向上に資したことを評価するとともに、今後もその活動を継続することを期待し本賞を贈る。

■略 歴

- 昭和63年 岡山市北区表町に「池田美術事務所」を開廊
- 平成22年 倉敷芸術科学大学 非常勤講師（平成26年まで）
- 平成25年 「パブリックアートを蘇生する会」を設立
- 平成26年 パブリックアートの再生・メンテナンス開始
- 平成27年 「まちなかアート再生事業」開始
岡山県文化連盟と事業に関する協定書締結
- 平成28年 第43回平成28年度 芸術部門 岡山市文化奨励賞受賞
受賞部門 「パブリックアートの再生」

佐藤智美 tomomi sato

1974 年 岡山県倉敷市生まれ

1997 年 岡山大学教育学部卒業



賞歴

2001 年	第 13 回しんわ美術展 奨励賞受賞
2002 ～ 2004 年	第 14 ～ 16 回しんわ美術展 入選
2005 年	第 22 回 FUKUI サムホール美術展 奨励賞受賞 第 6 回熊谷守一大賞展 入選 第 17 回しんわ美術展 奨励賞受賞
2006 年	第 23 回 FUKUI サムホール美術展 佳作受賞
2011 年	第 4 回岡山県新進美術家育成 I 氏賞選考作品展 出品 (天神山文化プラザ)
2014 年	第 7 回岡山県新進美術家育成 I 氏賞選考作品展 出品 (天神山文化プラザ)
2017 年	第 34 回 FUKUI サムホール美術展 入選

個展／グループ展 他

2006 年	個展 (アートガーデン：岡山) 以後 '08 年まで毎年 個展 (岡山ルネスホール内 公文庫カフェ：岡山)
2007 年	アート・プログラム出品 (岡山市民病院：岡山) 同 '08 年 Suple ビルエントランスホール展示 (Suple：岡山) グループ展「JAMIN」(Esprit Nouveau Gallery：岡山) 以後 '09 年まで毎年 個展 (GALLERY K：倉敷) 「アートの今 岡山 2007」(天神山文化プラザ他巡回：岡山)
2009 年	個展「溶けゆく気配をいとおしんで」(奈義町現代美術館：奈義) グループ展「織・画・陶 4 人展」(しをり：倉敷) グループ展「SUGAR 5」(CAFE Z：岡山)
2012 年	個展「ambience」(Esprit Nouveau Gallery：岡山) 個展 (川崎医科大学付属病院内 ホリスティックギャラリー：倉敷)
2013 年	個展「移りゆく季節の途中」(Esprit Nouveau Gallery：岡山) 以後 '17 年まで毎年
2014 年	個展 (Esprit Nouveau Gallery：岡山) 以後 '18 年まで毎年
2015 年	個展「緑にそそぐ風」(Gallery Zephyrus：香川) 同 '16 年 まちなかアート再生チャリティ展 10×10 (天神山文化プラザ：岡山)
2017 年	グループ展「水の彩り」(岡アートギャラリー：岡山) 以後 '21 年まで毎年
2019 年	2 人展「Duo-2 滯」(Esprit Nouveau Gallery：岡山) あかいわ ART RALLY (赤磐)
2020 年	グループ展「Exhibition 20×20」(淳風会健康管理センター内 SPACE VENERE：岡山) 個展 (Esprit Nouveau Gallery：岡山) 同 '21 年

パブリックコレクション 川崎医療福祉大学